

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 有馬剛朗及び重田一政は、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 環境局定期監査結果報告書
- 2 建設局（後期）定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 4 産業局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 5 都市局定期監査結果報告書
- 6 上下水道局定期監査結果報告書
- 7 消防局定期監査結果報告書
- 8 議会事務局定期監査結果報告書
- 9 定期監査（工事監査）結果報告書

令和4年度 環境局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

環境局

美化部 美化業務課（美化事業対策室を含む。）、産業廃棄物対策課、リサイクル課

出先機関 環境ふれあいセンター、市川美化センター、北部美化事務所、エコパークあぼし、家島美化センター、中部衛生センター、家島衛生センター

環境事業推進室

環境政策室（ゼロカーボンシティ推進室を含む。）

出先機関 伊勢自然の里・環境学習センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和4年12月1日から令和5年3月23日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 路上喫煙過料徴収事務（美化業務課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。